第三　供給確保医薬品等の供給不足が発生した場合における製造又は輸入に関する事項

一　供給確保医薬品の中でも重要供給確保医薬品に当たるものは、その性質上、安定的な供給を確保する必要性が他の供給確保医薬品に比して特に高いものである。このため、厚生労働大臣は、重要供給確保医薬品等について供給不足が発生し、又はその蓋然性が特に高く、適切な医療の提供が困難になることで、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、医療法第三十八条の二第一項の規定に基づき、当該重要供給確保医薬品等の製造販売業者又は製造業者に対し、当該重要供給確保医薬品等の増産又は輸入の拡大に向けた当該重要供給確保医薬品等の製造又は輸入に関する製造等計画（同項に規定する製造等計画をいう。以下同じ。）を作成し、届け出るべきことを指示するものとする。当該指示を受けた製造販売業者又は製造業者は、製造の委託先の事業者や原料又は材料の製造を行う事業者等の関係者と連携しつつ、当該指示の内容に即した製造等計画を作成し、厚生労働大臣に届け出るとともに、同条第四項の規定に基づき、当該製造等計画に沿って製造又は輸入を行うものとする。

二　厚生労働大臣は、一の指示に従って届出がされた製造等計画について、その内容が当該指示の対象となる重要供給確保医薬品等の供給不足を改善するための措置として不十分である等、特にその変更が必要だと認める場合は、医療法第三十八条の二第二項の規定に基づき、当該製造等計画の変更を指示するものとする。

三　厚生労働大臣は、二の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなく当該指示に従わなかった場合又は一若しくは二の指示を受けた製造販売業者若しくは製造業者が、正当な理由がなくその届出に係る製造等計画に沿って製造又は輸入を行っていないと認める場合には、医療法第三十八条の二第五項の規定に基づき、その旨を厚生労働省ホームページ等で公表するものとする。

また、一又は二の指示を受けたにもかかわらず製造等計画を届け出なかった者は、同法第八十九条第五号の規定に基づき、二十万円以下の罰金に処するものとする。

四　厚生労働大臣は、医療法第三十八条の二第一項の指示を検討する場合には、まずは、同法第三十六条第一項の規定に基づく協力要請を行うことにより、製造販売業者又は製造業者に対して増産又は輸入の拡大を促すものとする。

第四　その他供給確保医薬品等の安定的な供給の確保に関する重要事項

一　関係者との調整

第二及び第三の措置は、供給確保医薬品等の安定的な供給を図る上で重要な措置である一方、製造販売業者、製造業者等に対し、一定の対応を求める措置が含まれる。これらの措置は、関係者の事業活動に対する制約を伴う場合があるが、この制約により、製造販売業者、製造業者等が供給確保医薬品等を含む医薬品等の製造を行うことができない事態は起きてはならず、これらの措置の実施に際しては、事前に製造販売業者、製造業者等の関係者と十分に協議するなどにより、当該関係者に対して過剰な負担を課すことのないよう、対象となる供給確保医薬品等の性質、供給不足により生じる国民の生命及び健康への影響の大きさ、供給不足が解消されるまでに要すると見込まれる期間、関係者における自主的な取組の実施状況等を考慮し、必要最小限の範囲で実施するものとする。

二　財政上の措置等

国は、医療法第三十八条第一項又は第三十八条の二第一項の指示を行う際、必要と認める場合は、同法第三十八条の三の規定に基づき、当該指示を受けた製造販売業者又は製造業者に対する必要な財政上の措置その他の措置を講ずることができる。

その他告示

○財務省告示第二百九十八号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年十月六日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年十一月十日

財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1335回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
	(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	(1)　価格競争入札発行	額面金額で3,413,190,000,000円
	(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額で886,800,000,000円
7　払込金額	(1)　価格競争入札発行	3,408,531,045,450円
	(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	885,589,518,000円
8　最低額面金額		50,000円
9　振替単位		振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日		令和７年10月６日
11　発行価格	(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円85銭５厘５毛以上のそれぞれの応募価格
	(2)　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円86銭３厘５毛
12　償還期限		令和８年１月13日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額		額面金額100円につき100円
14　元金支払場所		日本銀行
15　入札参加者		財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日		令和７年10月６日